

令和 2 年 1 1 月定例会

総務委員会説明資料
(その 2)

経 営 戦 略 部
監 察 局
出 納 局

目 次

I 提出予定案件

1	一般会計予算	1
(1)	歳入歳出予算	1
ア	総括表	1
イ	課別主要事項説明	2
(2)	地方債	3
2	その他の議案等	5
(1)	条例案	5
(2)	物品購入契約	8
(3)	当せん金付証票の発売について	8
(4)	専決処分の報告について	9

I 提出予定案件

1 一般会計予算

(1) 歳入歳出予算

ア 総括表

一般会計

(単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	計	財 源 内 訳						
					特 定 財 源					一般財源	
					国支出金	使 用 料 手 数 料	財産収入	諸 収 入	繰 入 金		県 債
秘 書 課		423,154		423,154				1,000			422,154
総 務 課		1,319,621		1,319,621	436,691			366			882,564
人 事 課		370,441		370,441	43,370	15	998	545		26,000	299,513
職 員 厚 生 課		2,980,792		2,980,792	630		40,714	532		700,000	2,238,916
財 政 課		74,985,651		74,985,651	363	752,910	425,841	2,753,543		95,000	70,957,994
管 財 課		1,448,961		1,448,961		12,021	23,219	13,996	30,000	292,000	1,077,725
税 務 課		35,303,813		35,303,813		6,160		1,550	55,000		35,241,103
スマート県庁推進課		1,549,910		1,549,910	336,704			10,764	39,812		1,162,630
総 務 事 務 管 理 課		143,127		143,127							143,127
監 察 局	監 察 評 価 課	205,408		205,408							205,408
	法 人 検 査 課	126,669		126,669	14						126,655
	法 制 文 書 課	110,081		110,081							110,081
出 納 局	会 計 課	422,448	5,000	427,448				11,500			(5,000) 415,948
	公 共 入 札 検 査 課	169,191		169,191							169,191
計		119,559,267	5,000	119,564,267	817,772	771,106	490,772	2,793,796	124,812	1,113,000	(5,000) 113,453,009
議 会 事 務 局		1,019,735		1,019,735				130			1,019,605
人 事 委 員 会 事 務 局		142,476		142,476				629			141,847
監 査 事 務 局		185,209		185,209							185,209
計		1,347,420		1,347,420				759			1,346,661
総 計		120,906,687	5,000	120,911,687	817,772	771,106	490,772	2,794,555	124,812	1,113,000	(5,000) 114,799,670

注：（ ）数字は、補正額の財源の再掲である。

イ 課別主要事項説明

出納局会計課

一 般 会 計

(単位：千円)

目 名	補正前の額	補 正 額	計	摘 要
一 般 管 理 費	271,145		271,145	
会 計 管 理 費	151,303	5,000	156,303	① 出納事務費 (5,000) ア ①(新)一般歳入金キャッシュレス決済推進事業 5,000
会計課 合計	422,448	5,000	427,448	

(2) 地 方 債

一 般 会 計

(ア) 追 加

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
特 別 支 援 学 校 整 備 事 業	29,000	証書借入又は証券発行 (他の地方公共団体との 共同発行を含む。)	年5%以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる資金について、 利率の見直しを行った後 においては、当該見直し後の 利率)	融資機関の融資条件による。ただし、 必要の生じた場合は全部若しくは一部 繰上償還し、又は借換えすることが できる。
計	29,000			

(イ) 変 更

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額		起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
	補 正 前	補 正 後			
総 務 管 理 事 業	1,018,000	1,018,000	証書借入又は証券発行 (他の地方公共団体との 共同発行を含む。)	年5%以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる資金について、 利率の見直しを行った後に おいては、当該見直し後の 利率)	融資機関の融資条件による。ただし、 必要の生じた場合は全部若しくは一部 繰上償還し、又は借換えすることが できる。
企 画 事 業	249,000	249,000			
市 町 村 振 興 事 業	1,000,000	1,000,000			
防 災 事 業	437,000	514,000			
社 会 福 祉 事 業	315,000	315,000			
公 衆 衛 生 事 業	6,000	6,000			
環 境 衛 生 事 業	33,000	33,000			
医 薬 事 業	8,000	8,000			
職 業 訓 練 事 業	12,000	12,000			
畜 産 事 業	190,000	190,000			
農 地 事 業	2,515,000	2,515,000			
林 業 治 山 事 業	2,778,000	2,778,000			
水 産 事 業	584,000	584,000			
工 鉱 業 関 係 事 業	9,000	9,000			
観 光 事 業	124,000	124,000			
道 路 橋 り ょ う 事 業	12,524,000	12,524,000			
河 川 海 岸 事 業	10,867,000	10,867,000			
港 湾 事 業	1,180,000	1,180,000			
都 市 計 画 事 業	1,276,000	1,276,000			
住 宅 事 業	148,000	148,000			
警 察 関 係 事 業	2,579,000	2,579,000			
教 育 総 務 事 業	2,407,000	2,407,000			
中 学 校 整 備 事 業	91,000	91,000			
高 等 学 校 整 備 事 業	1,747,000	1,747,000			
社 会 教 育 事 業	647,000	647,000			
土 木 施 設 災 害 復 旧 事 業	4,206,000	4,206,000			
公 用 公 共 用 施 設 災 害 復 旧 事 業	95,000	95,000			
臨 時 財 政 対 策 債	13,800,000	13,800,000			
計	60,845,000	60,922,000			

2 その他の議案等

(1) 条例案

① 知事等の給与に関する条例の一部を改正する条例（人事課）

ア 改正の理由

本県の財政の健全化について自ら取り組むため，令和３年４月から令和４年３月までの間の知事等の給料月額を減額する必要がある。

イ 改正の概要

給料月額について，令和３年４月から令和４年３月までの間，知事にあつては１００分の２５を，副知事にあつては１００分の１０を，常勤の監査委員にあつては１００分の５を，企業局長にあつては１００分の５を減じた額とすることとする。

ウ 施行期日等

この条例は，令和３年４月１日から施行することとする。

② 徳島県長期継続契約に関する条例の一部を改正する条例（管財課）

ア 改正の理由

県の事務事業における外部委託の進展により、翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼす契約が増加していることに鑑み、長期継続契約を締結することができる契約の対象を拡大する必要がある。

イ 改正の概要

長期継続契約を締結することができる契約の対象について、次に掲げる契約を追加することとする。

- （ア） 歳入の徴収又は収納の事務の委託契約
- （イ） 自動車運行の業務の委託契約
- （ウ） クリーニングの業務の委託契約

ウ 施行期日等

この条例は、公布の日から施行することとする。

③ 徳島県行政財産使用料条例の一部を改正する条例（管財課施設最適化室）

ア 改正の理由

地方税法等の一部が改正されたことに鑑み，行政財産の使用料に係る延滞金の割合の特例について所要の整備を行う必要がある。

イ 改正の概要

行政財産の使用料に係る延滞金の割合の特例について所要の整備を行うこととする。

ウ 施行期日等

この条例は，令和３年１月１日から施行することとする。

④ 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化を図るための県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例（税務課）

ア 改正の理由

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律等の一部が改正されたことに伴い，所要の整理を行う必要がある。

イ 改正の概要

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律等の一部改正に伴う所要の整理を行うこととする。

ウ 施行期日等

この条例は，公布の日から施行することとする。

(2) 物品購入契約

ア 陸上競技場備品の購入契約について (管財課)

物 件 名	陸上競技場備品
納 期	徳島県議会の議決のあった日から令和3年2月26日まで
契 約 金 額	109,912,000円
契 約 の 方 法	一般競争入札
契 約 の 相 手 方	徳島市北島田町一丁目52-3 ハイムオアシス1階T2号 エーススポーツ 代 表 岸 義 典

(3) 当せん金付証票の発売について (財政課)

ア 提案理由

当せん金付証票の発売について、当せん金付証票法第4条の規定により、その限度額(10,000,000千円)について議決を経る必要がある。

(4) 専決処分の報告について

ア 損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

専 決 処 分 内 容

課名	和解の相手方	賠償金額	事故発生年月日	事故発生場所	専決処分年月日	事故種別	所属名
			事故概要				
管財課	阿南市在住 1名	59,862円	令和2年 6月30日	阿南市地内	令和2年10月21日	物損	南部総合県民局 農林水産部(阿南)
			同乗者が降車時、県車両のドアが強風にあおられ、隣に駐車していた相手車両に接触した。				
	阿南市在住 1名	167,324円	令和2年 7月30日	名西郡神山町 地内	令和2年10月21日	物損	動物愛護管理 センター
			県車両がバックで出庫した際、後方に駐車していた相手車両に、県車両の左後部が接触した。				
計		227,186円					